

笠間市の特別職及び一般職の給与減額措置と 笠間市議会議員の政務活動費の返還について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、その対策事業に多くの費用を要することなどの理由から、市長、副市長及び教育長の給料、部長級職員の管理職手当の減額措置を行います。減額措置を行う期間は、令和2年7月1日から翌年3月31日までとします。

また、市議会議員の今年度の政務活動費を1/2返還します。

1 特別職の給与の減額について

- (1)減額率:市長、副市長及び教育長の給料月額について、次のとおり減額します。
市長について、現行の10%減額に5%上乘せし、15%に変更し減額します。

	本来の給料月額	減額率	減額後の月額
市長	900,000円	15%	765,000円
副市長	720,000円	10%	648,000円
教育長	650,000円	10%	585,000円

- (2)影響を受ける手当:期末手当

- (3)減額の効果(期末手当含む):**2,979千円の減額**
(市長15%減額 + 副市長・教育長10%減額により算定)

2 一般職の管理職手当の減額について

- (1)減額率:10%
(2)対象職員:部長級職員(医療職を除く)
(3)影響を受ける手当:地域手当, 期末勤勉手当
(4)減額の効果(地域手当, 期末勤勉手当含む):**883千円の減額**

※ 減額及び削減の合計 3,862千円

3 市議会議員の政務活動費の返還について

5月21日の議員全員協議会で今年度の政務活動費の50%を返還することに決定しました。
一議員年額40万円のうち1/2の20万円を返還するものです。

この件に関するお問い合わせ

1, 2に関すること 秘書課 担当:石川(内線551)

3に関すること 議会事務局 担当:西山(内線303)

電話番号:0296-77-1101

ファックス番号:0296-77-1324

e-mail:shokuin@city.kasama.lg.jp